

## 鹿児島県大学図書館協議会研修委員会規程

### (総則)

第1条 鹿児島県大学図書館協議会会則（以下「協議会会則」という。）第8条に定めるところにより鹿児島県大学図書館協議会研修委員会（以下「研修委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 研修委員会の委員は、協議会会則第2条に定める各会員（以下「会員」という。）から選出された者をもって構成する。

### (任期)

第3条 前条に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (目的)

第4条 研修委員会は鹿児島県大学図書館協議会の趣旨に基づき研修事業を行い、会員の資質向上に資することを目的とする。

### (事業)

第5条 研修委員会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 講演会の企画・運営に関する事項
2. 研修会の企画・運営に関する事項
3. グループ研究会の設置及び援助に関する事項
4. 業務担当者会議の設置及び援助に関する事項
5. 関連する団体、機関との連絡調整に関する事項
6. その他研修委員会の目的達成に必要な事項

第6条 講演会及び研修会は少なくともそれぞれ年1回開催する。

第7条 研修委員会は年度末に、次年度のグループ研究会設置希望者を募るものとする。

第8条 グループ研究会に関する事項は別に定める。

第9条 研修委員会は、会員から申し出があった場合は、研修委員会の議を経て業務担当者会議を開催することができる。

### (役員)

第10条 研修委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって選出する。

### (事務局)

第11条 研修委員会の事務局を協議会会則第5条に定める代表館に置く。

### (会議)

第12条 研修委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 研修委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

### (規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は協議会会則第9条に定める総会の議決による。

第14条 この規程に定めるもののほか、研修委員会の運営に関し必要な事項は研修委員会において定める。

附則 この規程は平成6年5月24日から実施する。

附則 この規程は平成8年5月31日から実施する。

附則 この規程は平成15年5月23日から実施する。